

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第22条の4第4項後段及び第33条第4項後段の規定に基づき特例措置を採ることができる精神科病院について、次のとおり認定します。

平成20年4月1日

京都市長 門川大作

病院名	所在地	認定期間
社会福祉法人 京都博愛会 京都博愛会病院	京都市北区上賀茂 ケシ山1番地	平成20年4月1日から 平成23年3月31日まで
京都府立医科大学 附属病院	京都市上京区河原 町通広小路上る梶 井町465番地	平成20年4月1日から 平成23年3月31日まで
医療法人 稲門会 岩倉病院	京都市左京区岩倉 上蔵町101番地	平成20年4月1日から 平成23年3月31日まで
京都大学医学部附属病院	京都市左京区聖護 院川原町54番地	平成20年4月1日から 平成23年3月31日まで

(保健福祉局保健福祉部障害保健福祉課)